

議案第32号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立深沢六丁目緑地広場を区立公園として位置づけるとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の部(3)の款世田谷区立深沢一丁目緑地の項から世田谷区立深沢の杜緑地の項までを次のように改める。

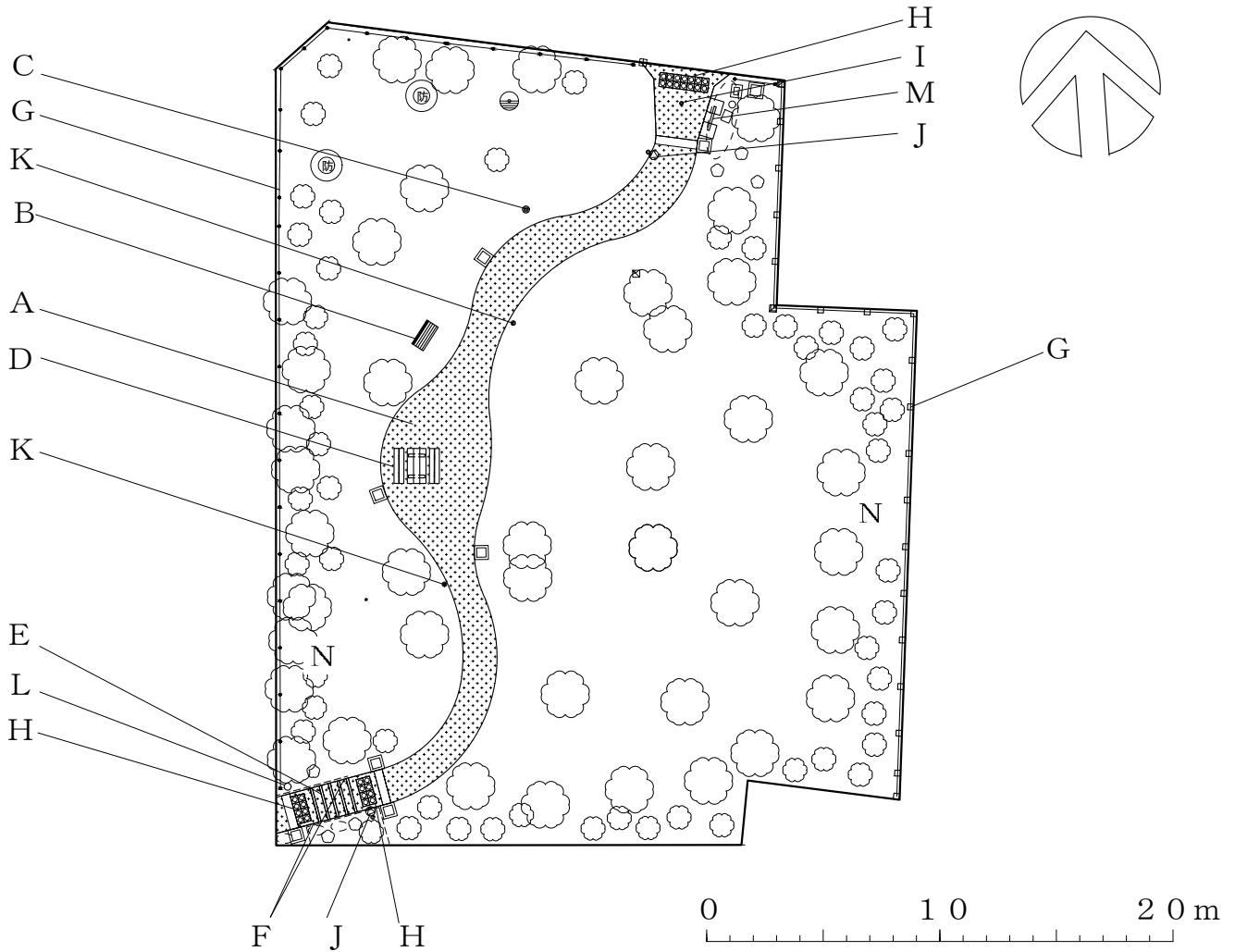
世田谷区立深沢こもれば緑地	東京都世田谷区深沢六丁目5番7号
世田谷区立深沢の杜緑地	東京都世田谷区深沢八丁目14番1号
世田谷区立深沢一丁目緑地	東京都世田谷区深沢一丁目28番11号
世田谷区立深沢二丁目緑地	東京都世田谷区深沢二丁目13番13号

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月31日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に、世田谷区立深沢こもれば緑地に相当する世田谷区立深沢六丁目緑地広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成7年3月世田谷区条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立深沢こもれば緑地に関し、この条例による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(参考) 世田谷区立深沢こもれび緑地

世田谷区深沢六丁目5番7号 面積 847.46㎡



凡 例

記号	名 称	数 量
A	土 系 舗 装	79 m ²
B	ベ ン チ	1 基
C	ス ツ ー ル	1 基
D	野 外 卓	1 基
E	階 段	1 箇所
F	手 す り	6.2 m
G	フ ェ ン ス	84.9 m
H	点 字 ブ ロ ッ ク	4.5 m
I	車 止 め	1 基
J	公 園 灯	2 基
K	足 元 灯	2 基
L	園 名 板	1 基
M	制 札 板	1 基
N	植 栽	1 式

案 内 図

